

前橋市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（議案第128号）

経営企画課・下水道整備課

1 制定の理由

農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、当該事務を水道局に移管することに伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 主な内容

条例名及び所管課	主な内容
(1) 前橋市の公共下水道事業に地方公営企業法を適用する条例 (経営企画課・下水道整備課)	題名を改めるとともに、地方公営企業法の規定の全部を適用する事業に農業集落排水事業を加える。
(2) 前橋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 (職員課)	前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例の改正に伴い、職名を改める。
(3) 前橋市特別会計設置条例 (財政課)	下水道事業会計の名称に合わせ、農業集落排水事業に係る特別会計の名称を改める。
(4) 前橋市税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例 (収納課)	税外収入金の督促等を行う者に、公営企業管理者を加える。
(5) 前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例 (ごみ政策課)	地域し尿処理施設から、農業集落排水処理施設を削る。
(6) 前橋市農業集落排水事業分担金条例 (農村整備課)	事務の権限が市長から公営企業管理者に移ることに伴い、規定の整備を行う。
(7) 前橋市道路占用料徴収条例 (道路管理課)	占用料を減額し、又は免除することができる占用物件について整理する。
(8) 前橋市水道事業及び公共下水道	題名を改めるとともに、事務の権限が

事業の設置等に関する条例 (経営企画課・下水道整備課)	市長から公営企業管理者に移ることに伴い規定の整備を行う。
(9) 前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例 (経営企画課・下水道整備課)	題名を改めるとともに、審議会の所掌事務に農業集落排水事業を加えることに伴い審議会の名称等を改める。
(10) 前橋市水道事業給水条例 (経営企画課・水道整備課)	前橋市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の改正に伴い、引用する条例の題名を改める。

3 施行期日

令和5年4月1日